

令和8年度 生産性向上伴走支援事業 参加事業者募集要項

1 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれる中、介護施設における生産性の向上は喫緊の課題となっている。介護施設での業務効率化や職場環境改善を図るために、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（以下、加算（Ⅰ）という）の取得を目指す事業者に対して専門家による伴走支援及び支援結果の周知を行う。

2 事業内容

本事業に参加する事業者（以下、支援対象事業者とする）は、県が業務委託するコンサルタントの協力のもと、介護テクノロジーの導入や業務内容の見直しを行い、加算（Ⅰ）の取得を目指す。

コンサルタントは、全4回の研修と全5回程度の個別訪問により、加算（Ⅰ）の取得のために必要な取組（委員会の開催、業務分担の明確化等、国への報告データの測定等）について、支援対象事業者を支援する。研修及び個別訪問の日程等は下記のとおり。

【研修の日程】

	開催日	会場	主な内容
第1回	令和8年7月2日	彩の国すこやかプラザ	現状分析
第2回	令和8年8月7日	彩の国すこやかプラザ	導入計画書の策定
第3回	令和8年12月中旬	彩の国すこやかプラザ	中間振り返り
第4回	令和9年3月上旬	彩の国すこやかプラザ	成果報告会

※詳細な時間は決定時に通知

※日程・会場等に変更が生じる場合は、別途通知する。

【個別訪問の日程】

	実施日	主な内容
第1回	令和8年7月	現状把握・機器選定、委員会の年間計画の策定
第2回	令和8年9月	機器導入前データの測定支援、業務分担の見直し支援
第3回	令和8年11月	機器の定着支援、導入計画書の見直し
第4回	令和9年1月	導入後データの測定支援、業務分担の状況確認
第5回	令和9年2月	効果検証、届出書類作成支援、実績報告策定支援

※実施日や内容は個別に調整する。また、実施回数も状況に応じて調整する。

※支援対象事業者の希望に応じて Web での実施も可とする。

本事業における研修や個別訪問に関するコンサルタントの費用は県が負担する。

支援対象事業者が介護テクノロジーを導入する際に発生する費用の一部について、県は「令和8年度生産性向上伴走支援事業補助金」により補助する。

【(参考) 令和8年度生産性向上伴走支援事業補助金】(詳細は別途通知する)

補助対象サービス	・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症対応型共同生活介護
補助対象経費	生産性向上推進体制強化加算（I）取得に係る費用 （例）介護テクノロジー導入費、Wi-Fi 工事費、端末購入費、 介護助手の募集経費 等
補助率	4 / 5（支援対象者負担：1 / 5）
補助単価	定員1名あたり304千円

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、支援対象事業者の選定の日から令和9年3月末までとする。

4 募集対象サービス種別及び募集数

(1) 募集対象サービス種別

埼玉県内に所在する（政令・中核市所在の施設を除く）以下のサービス種別

- ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護

(2) 募集数

10施設程度

5 応募資格

- (1) 「4 (1) 募集対象サービス種別」に該当する施設を運営していること
- (2) 「2 事業内容」を実施できること
- (3) 令和9年4月の加算（I）の算定を目指すこと

6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。

なお、申請に必要な経費は申請者の負担とする。

- (1) 伴走支援申請書
 - ア 伴走支援申請書（様式1）
 - イ 事業計画書（様式2）
- (2) 事業者概要
 - ア 法人定款
 - イ 直近2か年の法人決算書の写し
 - ウ その他本事業に参加する職員体制がわかる書類（職員体制図等）
- (3) 提出期限
 - 別途県が定める期日
- (4) 提出方法
 - 別途県が定める方法
- (5) 提出先
 - 埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当
 - 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 - e-mail : a3240-21@pref.saitama.lg.jp

7 選考方法

- (1) 支援対象事業者の選定
 - 支援対象事業者の決定に当たっては書面審査を実施する。
 - 次の(2)に示す審査項目のほか、サービス種別や地域のバランス等を含めて総合的に判断する。
 - 選定結果については、全ての応募者に書面で通知する。
- (2) 審査項目
 - ア 事業を実施する上で十分な体制であること。
 - イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。
 - ウ 加算（I）を取得する意欲が十分であること。

8 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。
また、支援対象事業者として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 「5 応募資格」の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 選定の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他

(1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象施設を有する場合は、それぞれの施設において申請が可能なものとする。

(2) 本事業への参加に当たり発生する職員の人件費や研修参加のための旅費等については、支援対象事業者の負担とする。

(3) 申請書は、本事業の支援対象事業者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(4) 提出期限を過ぎて提出された申請書は原則として無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りでない。

10 問合せ先

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3247

e-mail：a3240-21@pref.saitama.lg.jp